

# 経済安全保障推進法※及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案の概要

(※) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

## 趣旨

**経済安全保障推進法の成立から3年が経過**する中、国際情勢の急速な変化や新たな課題に対して、迅速かつ強力に対応することが必要。このため、外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力・人材力を含む**総合的な国力を強化しながら最大限活用し、我が国の平和と安全、繁栄を確保すべく、以下の対応を講じる。**

## 概要

### 1. 重要な物資の安定的な供給の確保

重要な物資の安定供給確保を図るため、外部依存性や供給途絶蓋然性等の要件を満たす物資を「特定重要物資」として指定し、民間事業者の生産基盤強化や備蓄等の取組を支援。

#### ① 重要な物資の供給に不可欠な役務に対する支援

**重要な物資について、その供給に不可欠な役務**に外部依存性・供給途絶蓋然性等がある場合、特定重要物資として指定・支援する仕組みを整備。

#### ② 安定供給確保に向けた努力義務・協力要請

安定供給確保に向けた**相互連携・協力の努力義務**、**支障が生ずるおそれがある場合の協力要請**等を規定。

### 2. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託を事前に審査する制度。

#### ① 医療分野の追加

基幹インフラ制度の対象事業に、**医療分野（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療DX関連業務及び一定の病院が行う医業等）**を追加。

#### ② 制度の運用改善

事業者指定直後から届出可能とする等、**事業者等からの意見を踏まえた運用改善**を措置。

### 3. 先端的な重要技術の開発支援

研究開発等の伴走支援を行う**指定基金協議会を設置できる基金の対象範囲を拡大。**

### 4. 重要な海外事業の促進（新設）

**経済安全保障上重要な海外事業を支援**するための**新たな制度を創設**することとし、国際協力銀行法の**目的規定に経済安全保障に係る新項を追加**するとともに、国際協力銀行に**新勘定**を設け、同勘定から**劣後出資等**を供与することで**民間資金の動員を図る**仕組み等を創設。

### 5. 総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会（新設）

#### ① 総合的な経済安全保障シンクタンク

内閣官房を司令塔とし、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を集結して**総合的な調査研究・政策提言を行う業務**を独立行政法人経済産業研究所に追加。

#### ② 官民協議会

官民の関係者が参画して、経済安全保障を確保するための対策等について協議を行う**官民協議会**を創設。

## 施行期日

・**公布から1月後～1年6月以内** ※段階的に施行

# 重要な物資の安定的な供給の確保

(経済安保推進法 第2章)

## 趣旨

- 物資の供給網の強靱化のためには、物資そのものの生産等だけでなく、物資の供給に不可欠な役務の提供が確保される必要。
- 特定重要物資等の供給に係る事業者の事業の廃止、譲渡、移転等が行われる場合、供給能力の喪失や技術流出等、特定重要物資等の安定供給確保に支障が生じることが懸念されるため、国による積極的な働きかけ等により、民間事業者の安定供給の取組の後押しを図ることが重要。

## 概要

### 1. 重要な物資の供給に不可欠な役務に対する支援

重要な物資等の供給に不可欠で、専らその供給のために用いられる役務について、外部への依存性・供給途絶の蓋然性等が認められる場合、当該物資を特定重要物資として指定し、安定供給確保のための取組（※1）を支援（※2）。

（※1）役務の提供基盤の整備、役務提供に係る技術開発 等

（※2）(1) 安定供給確保支援法人等による助成等の支援

①認定供給確保事業者の取組への助成、②認定供給確保事業者へ融資を行う金融機関への利子補給

(2) 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）

(3) 中小企業投資育成株式会社法の特例

(4) 中小企業信用保険法の特例

#### 特定重要 物資

国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資で、当該物資若しくはその原材料等又は当該物資等の供給に不可欠で専らその供給のために用いられる役務を外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部の行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、安定供給の確保を図ることが特に必要と認められる物資

### 2. 安定供給確保に向けた努力義務・協力要請等

- (1) 政府は、施策の実施状況について評価し、必要に応じて安定供給確保基本指針を変更する。
- (2) 国、特定重要物資等の供給を行う事業者、特定重要物資の供給を受ける事業者その他の関係者は、特定重要物資等の安定供給確保のため、相互に連携を図りながら協力し、国はその事業者による協力の円滑化に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 特定重要物資等の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合、主務大臣は広く関係者に対し、状況を把握するために必要な協力（資料・情報の提供、状況の説明等）を求めること、得られた情報を踏まえ、供給確保計画の提出を促すことを可能とする。
- (4) 認定供給確保計画の実施が困難となるおそれがある場合、主務大臣は広く関係者に対し、安定供給確保のために必要な協力（資料・情報の提供、協議、対応の検討・方向性の見直し等）を求めることを可能とする。

## 施行期日

・公布後6月以内

# 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

(経済安保推進法 第3章)

## 趣旨

- 医療DXの進展等を踏まえ、国民生活の基盤となる「医療」の安定的な提供を確保する重要性が高まっている。
- 基幹インフラ制度（※1）の運用開始後に寄せられた事業者要望や顕在化した課題を踏まえ、制度運用の改善を行う必要。
  - （※1）基幹インフラの重要な設備が我が国の外部から行われる基幹インフラ役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、特定社会基盤事業者（※2）が、重要な設備の導入・維持管理の委託をしようとする際に、事前に届出を行い、国が審査をする制度
  - （※2）規制対象事業（特定社会基盤事業）を行う者のうち、主務省令で定める基準に該当する者

## 概要

### 1. 医療分野の追加

特定社会基盤事業として定めることができる事業（※3）に、医療分野を追加。

- ① 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（※4）が行う医療DX関連業務（※5）
- ② 病院が行う医業等（※6）

（※3）法律に列挙する下記事業の中から、政令で特定社会基盤事業を定める仕組み

|        |            |          |              |
|--------|------------|----------|--------------|
| 1. 電気  | 2. ガス      | 3. 石油    | 4. 水道        |
| 5. 鉄道  | 6. 貨物自動車運送 | 7. 外航貨物  | 8. 港湾運送      |
| 9. 航空  | 10. 空港     | 11. 電気通信 | 12. 放送       |
| 13. 郵便 | 14. 医療【追加】 | 15. 金融   | 16. クレジットカード |

（※4）R7医療法等改正により「社会保険診療報酬支払基金」を医療DX関連業務の主体として改組予定

（※5）電子カルテ共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格等確認システムに関する業務

医療DXの普及に伴い、これらの業務に支障が生じた場合、医療機関や薬局における円滑な診療・服薬指導等に影響するおそれがあるため、基幹インフラ制度に追加

（※6）対象となる病院は今後、指定基準（省令）により一定の病院に絞り込む。届出対象の設備も今後、省令で規定

### 2. 制度運用の改善

- (1) 現行法では対象事業者の指定から6月間は経過措置として届出規定は適用されないが、事業を円滑に進めるため、特定社会基盤事業者の指定直後から届出を可能とする。
- (2) 特定社会基盤事業者が特定重要設備を自ら供給する場合には届出は不要であるが、特定重要設備を構成する一定の設備が特定社会基盤事業者以外から供給されている場合等には、届出が必要となることを明確化。

## 施行期日

- ・1は公布後1年6月以内、2は公布後6月以内（（1）は公布から1月後）

# 先端的な重要技術の開発支援

(経済安保推進法 第4章)

## 趣旨

- 経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）では、研究開発成果を公的利用・民生利用につなげるべく、守秘義務を伴う情報共有も可能な指定基金協議会を開催し、伴走支援を実施。
- 指定基金協議会は関係省庁、資金配分機関（例：JST、NEDO）、研究実施者（例：大学、民間企業）等から構成。
- 特定重要技術の研究開発等の更なる促進のためには、多様な研究実施主体が、研究開発等の特性に応じた指定基金設置法人の下、指定基金協議会を活用して研究開発等に取り組むことができることが重要。

### 特定重要技術

先端的な技術のうち、研究開発情報の外部からの不当な利用や、当該技術により外部から行われる妨害等により、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

## 概要

指定基金協議会を設置することができる基金について、

- (1) 現行法上の5法人（※1）が設置する基金だけでなく、研究開発独立行政法人その他特別の法律により設立された法人が設置する基金に対象を拡大。
- (2) 現行法では特定重要技術の研究開発等を目的とする基金を対象としているが、これを拡大し、特定重要技術の研究開発等をその一部として行う基金も対象に追加。

（※1）研究開発等に係る資金の配分が可能な機関として現行法上は以下の5法人を規定。

科学技術振興機構（JST）

新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

日本医療研究開発機構（AMED）

日本学術振興会（JSPS）

農業・食品産業技術総合研究機構（NARO）

## 施行期日

・公布から1月後

# 重要な海外事業の促進（新設）

（経済安保推進法 第5章の2 及び 株式会社国際協力銀行法（JBIC法））

## 趣旨

- 昨今の国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要。
- 経済安全保障上重要な海外事業（特定海外事業）を支援するための新たな制度を創設。

## 概要

### 1. 特定海外事業の促進に関する基本指針を策定

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 特定海外<br>事業 | 海外において事業者が行う次に掲げる事業          |
|            | (1) 国際的な輸送網の強靱化のための施設等の整備・運用 |
|            | (2) 重要サービスの提供に用いられる施設等の整備・運用 |
|            | (3) 重要技術の海外展開のための施設等の整備・運用   |

### 2. 民間事業者による特定海外事業計画の策定

- (1) 民間事業者は、特定海外事業に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることを可能とする。
- (2) 主務大臣は、特定海外事業計画の認定に際し、国際協力銀行（JBIC）に対し情報の提供を求めることを可能とする。
- (3) 認定を受けた事業者は、主務大臣やJBICからの支援を受けることを可能とする。

### 3. 主務大臣による支援

主務大臣は、認定特定海外事業者に対し、必要な情報の提供、助言等の支援を実施。

### 4. JBICによる支援（JBIC法を以下のとおり改正）

- (1) JBIC法の目的規定に、認定特定海外事業の実施に必要な金融を行い、もって経済安全保障の推進に寄与することを追加。
- (2) JBICは、認定特定海外事業に対する出資等の業務について、他の業務と経理を区分し、勘定を設けて整理。
- (3) 認定特定海外事業に対する出資等の業務は、償還確実性・収支相償の原則の適用を受けないものとした上で、JBICは認定特定海外事業に劣後出資等を供与できることとし、民間資金の動員を図る。

## 施行期日

・公布後1年以内

# 総合的な経済安全保障シンクタンク（新設）

（経済安保推進法 第1章）

## 趣旨

- 経済安全保障をめぐる課題は複雑化しており、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を結集して対応することが重要。
- 機動的に調査研究を行い、政府全体の幅広い政策要請に応える総合的な経済安全保障シンクタンク機能を創設。

## 概要

### 1. 総合的な経済安全保障の調査研究に関する基本指針の策定

- ・調査研究に関する基本的な方向に関する事項
- ・独立行政法人経済産業研究所（RIETI）に行わせる業務に関する基本的な事項 等

### 2. 総合的な経済安全保障シンクタンク機能の構築

- (1) 内閣総理大臣は、経済安全保障に関する総合的な調査研究を行うこととし、その一部をRIETIに行わせることを可能とする。
- (2) 当該業務を行うRIETIの役職員に国家公務員と同等の守秘義務を求める。
- (3) RIETI法を一部改正し、RIETIの所掌に調査研究業務を追加した上で、当該業務の主務大臣を内閣総理大臣とする。

## 施行期日

・公布後6月以内

# 官民協議会（新設）

（経済安保推進法 第1章）

## 趣旨

- 経済安全保障をめぐる環境が急激に変化する中、民間企業等と政府が共通認識を醸成し、業種横断的な関係を構築すべく、情報共有や協議を行う場が重要。
- 協議の場を法定の枠組みとし、情報の取扱いを定めることで、更なる官民連携を促進。

## 概要

### 1. 官民協議会の目的

経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止するため、官民の連携による当該行為の防止のための情報共有及び対策の協議を行う官民協議会を組織。

### 2. 官民協議会の構成員

・内閣総理大臣 ・国の関係行政機関の長 ・事業者 ・学識経験者 等

### 3. 組織及び運営

- (1) シンクタンクの知見を生かすことができるRIETIに協議会運営を行わせることを可能とする。
- (2) 円滑な情報共有のため、構成員に対して資料提供等の協力を求めるとともに、構成員及び協議会事務の従事者に国家公務員と同等の守秘義務を求める。

## 施行期日

・公布後6月以内